

非常変災時（台風・地震等）の対応について〔保存版〕

◆東大阪市に台風に伴う警報(暴風・大雨・洪水いずれか一つでも)が発令された時（学校は臨時休業となります）

1. 午前7時現在、警報が発令されている場合

○登校させないでください。

2. 午前7時～8時30分までの間に警報が発令された場合

○子どもがまだ在宅の場合は、登校させないでください。

○子どもが登校中、またはすでに登校している場合は、安全に配慮して下校させます。

※保護者が不在、または居住地域に危険のおそれのある子どもは、学校で一時保護します。

3. 午前8時30分以降に警報が発令された場合

○子どもは安全に配慮して下校させます。

※保護者が不在、または居住地域に危険のおそれのある子どもは、学校で一時保護します。

◆東大阪市に特別警報(暴風・大雨等のいずれか一つでも)が発令された時（学校は臨時休業となります）

1. 午前7時現在、特別警報が発令されている場合

○登校させないでください。

2. 午前7時～8時30分までの間に特別警報が発令された場合

○子どもがまだ在宅の場合は、登校させないでください。

○子どもが登校中、またはすでに登校している場合は、学校で一時保護します。

○特別警報が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護します。

3. 午前8時30分以降に特別警報が発令された場合

○子どもは学校で一時保護します。

○特別警報が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護します。

◆東大阪市または隣接5市町（大阪市・八尾市・大東市・生駒市・生駒郡平群町）に震度5弱以上の地震が発生した時（学校は臨時休業となります）

1. 登校前に発生した場合

○登校させないでください。

2. 登校中、在校中に発生した場合（安全確保を優先して対応に当たります）

○学校で一時保護します。その後屋外の状況に留意し、安全に配慮し帰宅させるか引き続き一時保護します。

※発災翌日以降の学校再開については、教育委員会から指示がありますので、あらためて連絡します。

◆東大阪市（及び隣接5市町）に震度4以下の地震が発生した時

1. 通常通り授業を行うこととされていますが、被災状況等により臨時休業になる場合もあります

◆東大阪市内(〇〇中学校区内の地域)に避難勧告・避難指示(緊急)が発令された時

(学校は臨時休業となります)

1. 午前7時現在、避難勧告・避難指示(緊急)が発令されている場合

○登校させないでください。

2. 午前7時～8時30分までの間に避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

○子どもがまだ在宅の場合は、登校させないでください。

○子どもが登校中、またはすでに登校している場合は、学校で一時保護します。

○避難勧告・避難指示(緊急)が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護します。

3. 午前8時30分以降に避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

○子どもは学校で一時保護します。

○避難勧告・避難指示(緊急)が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護します。

◆その他

●お子さんを学校で待機させ、保護者の迎えを待たせるなどの対応を希望される場合は、日ごろからお子さんにしっかり伝えるとともに、学校(担任)にも連絡しておいてください。特に、警報が発令されそうなどときには、前もって対応の仕方等について確認をお願いします。

●上記基準に該当しない場合(注意報のみ発令など)は、原則として平常どおり授業を行います。大規模災害の可能性や被害の状況により、子どもの安全を優先し、学校や教育委員会の判断で臨時措置をとることがあります。

●警報等についての情報は、以下の方法で入手してください。

◆NHK テレビ(6:53～7:00「ローカルニュース・気象情報」テロップでも市町村ごとに警報等の情報が流れます。)

◆気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>

◆「おおさか防災ネット」 <http://www.osaka-bousai.net/>

※携帯メールアドレスを「おおさか防災ネット」に登録すると防災情報が配信されます。

→ touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信して手続きを行うことができます。配信地域選択の「市町村指定」で、「東大阪市」を選択すれば、警報等が発令された時に情報がメール配信されます。

※今回の「非常変災時における学校防災体制」の改定は、平成30年10月9日(火)から運用されます。

※平成30年4月13日付けで配付した「非常変災時の対応」については、平成30年10月9日(火)以降、破棄してください。

